

兵庫県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要領（例規甲）

〔 令和 4 年 8 月 31 日 〕
〔 兵警災例規甲第22号 〕

兵庫県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要領を下記のように定め、令和 4 年 9 月 1 日から実施する。

記

1 設置

警察本部に、兵庫県警察新型インフルエンザ等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合において、事態を的確に把握するとともに、県民の安全を確保するために必要な措置を的確に講ずるための諸対策を推進することを任務とする。

3 組織等

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は別表第 1 のとおりとする。
- (2) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、委員会への出席を求めることができる。

4 兵庫県警察新型インフルエンザ等対策幹事会

- (1) 委員会の事務を補佐するため、委員会に兵庫県警察新型インフルエンザ等対策幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- (2) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、その構成は別表第 2 のとおりとする。
- (3) 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事を主宰する。
- (4) 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、幹事会への出席を求めることができる。

5 兵庫県警察新型インフルエンザ等対策連絡室

- (1) 幹事会の事務を補佐するため、幹事会に兵庫県警察新型インフルエンザ等対策連絡室（以下「連絡室」という。）を置く。
- (2) 連絡室は、室長、副室長及び室員をもって組織し、その構成は別表第 3 のとおりとする。

- (3) 室長は、必要に応じて連絡室の会議を招集し、議事を主宰する。
- (4) 室長は、必要があると認めるときは、室員以外の者に対して、会議への出席を求めることができる。

6 庶務

委員会、幹事会及び連絡室の庶務は、警備部災害対策課において行う。

